

発議第2号

道路整備事業に係る補助率等の特別措置の継続
及び道路整備予算の確保を求める意見書案

道路整備事業に係る補助率等の特別措置の継続及び道路整備予算の確保を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣及び地方創生担当大臣宛て提出するものとする。

平成29年12月15日提出

提出者 和歌山市議会議員

遠藤 富士雄

吉本 昌純

中尾 友紀

姫田 高宏

山本 忠相

山野 麻衣子

道路整備事業に係る補助率等の特別措置の継続
及び道路整備予算の確保を求める意見書案

道路は、地域経済の活性化や市民の安全で安心な暮らしを支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活にとって欠くことのできない最も重要な社会基盤である。

本市では、京奈和自動車道や第二阪和国道が相次いで供用され、平成30年度には、阪和自動車道に新たにスマートインターチェンジの供用が予定されるなど広域幹線道路が整いつつあるものの、地方創生に向けたまちづくりには、これら道路整備効果を十分に発揮させる必要があり、そのためにも現在未整備となっている都市計画道路等の幹線道路ネットワークの早期構築は不可欠である。

また、南海トラフ地震や近年多発する集中豪雨災害に対して、道路の防災・減災対策が急務となっていることや、市民が安全に安心して道路が利用できるよう、通学路の交通安全対策や道路施設の老朽化対策など喫緊の課題も山積している。

現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、補助率等がかさ上げされ、平成29年度までの時限措置となっていることを踏まえれば、この措置が廃止された場合、地方創生や国土強靱化に全力を挙げている本市にとって、財政負担が増加し、地域づくりにも影響を及ぼすこととなり、地域の活力の低下を招くことが危惧される。

よって、国においては、地方における道路整備の状況とその必要性を十分に認識され、道路整備のための安定的な財源を確保されるよう、下記の事項を強く要望する。

記

1. 地方が真に必要としている道路の整備や維持管理に支障が生じないよう、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。
2. 地方が取り組む道路整備が計画的に進められるよう、長期的かつ安定的に道路予算の総額を確保するとともに、平成30年度当初予算においても所要額を確保すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。